



三公社五現業労働者のスト・権問題を審議して
いた「公共企業体等基本問題会議」(中山伊知郎座長)の意見書が、六月一九日、政府に提出された。

それは次のように述べている、「国有・国営形態では、競争が欠如している場合が多く、損失を生じても最終的には国民の負担で補てんされる仕組となっていることから、労使双方とも、争議行為によって事業の存続にかかわる損害を受ける可能性はなく、争議行為に対して経済原則に基づく抑制力が働くことを期待するのは困難だと考えられる」「国有・国営形態を維持することが適当とされた事業の多くについては、そのサービス等を国民生活に不可欠のものとして停廃なく提供することが期待されており、また、それを主たる理由として公的経営形態が必要とされているものであって、争議権についても禁止を含め相応の制約を免れないものと考えられる」(六月二〇日朝日)、と。

すなわち、「現時点では」、「親方日の丸」である限りはスト・権は与えられない、ということがある。

だが、民間の労働者が経営の状態を考えて闘争しているから民間企業は維持しており、公企体の労働者は経営状態を考慮せずに闘争をしているから公企体が危機に陥ったかのようない主張は、まったくのデマゴギーである。それは、民間と公企体の労働者を分断しようとする策謀に他ならない。公企体の危機は、資本主義的な企業である。

三公社五現業労働者のスト・権問題を審議して
いた「公共企業体等基本問題会議」(中山伊知郎座長)の意見書が、六月一九日、政府に提出された。

それは次のように述べている、「国有・国営形態では、競争が欠如している場合が多く、損失を生じても最終的には国民の負担で補てんされる仕組となっていることから、労使双方とも、争議行為によって事業の存続にかかわる損害を受ける可能性はなく、争議行為に対して経済原則に基づく抑制力が働くことを期待するのは困難だと考えられる」「国有・国営形態を維持することが適当とされた事業の多くについては、そのサービス等を国民生活に不可決のものとして停廃なく提供することが期待されており、また、それを主たる理由として公的経営形態が必要とされているものであって、争議権についても禁止を含め相応の制約を免れないものと考えられる」(六月二〇日朝日)、と。

すなわち、「現時点では」、「親方日の丸」である限りはスト・権は与えられない、ということがある。

三公社五現業労働者のスト・権問題を審議して
いた「公共企業体等基本問題会議」(中山伊知郎座長)の意見書が、六月一九日、政府に提出された。

それは次のように述べている、「国有・国営形態では、競争が欠如している場合が多く、損失を生じても最終的には国民の負担で補てんされる仕組となっていることから、労使双方とも、争議行為によって事業の存続にかかわる損害を受ける可能性はなく、争議行為に対して経済原則に基づく抑制力が働くことを期待するのは困難だと考えられる」「国有・国営形態を維持することが適当とされた事業の多くについては、そのサービス等を国民生活に不可決のものとして停廃なく提供することが期待されており、また、それを主たる理由として公的経営形態が必要とされているものであって、争議権についても禁止を含め相応の制約を免れないものと考えられる」(六月二〇日朝日)、と。

すなわち、「現時点では」、「親方日の丸」である限りはスト・権は与えられない、ということがある。

即時無条件付与を実力闘争で克ち取れ

スト・権をめぐるブルジョア論議を排し

ことに起因している。そして、今日、民間企業も又危機に瀕しており、公企体の危機とあわせて、それは日本資本主義の危機を表明しているのである。その危機を解決するためには、公企業を民間経営に移行するなどとは逆に、すべての企業を国有化しなければならない。

さて、ストライキ(権)とは、はたして、認められるかどうかというものであろうか? 反動的ブルジョアジーは認められないと言い、ブルジョア「自由主義」者中山伊知郎などは「条件つき」、すなわち労使関係が「正常化」したら認めると言っている。又、総評「社会党や共产党は、「生きるための基本権」とか、「労働者の本来の権利」とか主張している。

だが、これらのブルジョア的論議とは別に、ストライキは資本主義社会の本質そのものから生じてくるのである。すなわち、貢金奴隸たる労働者は、一人ひとりの無力性を感じ、共同で決起するのであり、その現われがストライキに他ならない。

そしてそれは、労働者が奴隸であることを拒否する証なのである。従って、資本家とその政府は、ストライキに恐怖をおぼえ、強圧しようとするのである。スト・権をめぐるブルジョア的論議は、労働者にとつまつたく無縁なものである。

自民党は、五月一九日の総務会で、国労、労働のストに刑事罰を科すことができるよう鉄道営業法の改悪を検討するということを決めた。このような政府、自民党の動きに対し、全通は今春闘すでに「刑事罰による弾圧」を口実にストを放棄した。他の公労協労組も、「国民の合意」などを理由に立法化闘争へと、労働者階級の闘いを歪曲している。そして、唯一「実力奪還」を看板としていた動労も、貨物合理化

攻撃に対し、「貨物輸送安全宣言」を提起し、貨物をストから除外するという柔軟さを示している。これら組合のダラ幹どもは、又しても、国会での自民党と社共による労働者たぶらかしに手を貸そうとしているのだ。

この事態は、すでに民間労働者への影響を喪失している総評指導部がどれほど腐敗しているか、そして、今日の日本労働運動がどれほど危機に瀕しているかを示すものである。

スト・権は即時無条件で与えられなければならないという立場を逸脱したすべての論議は、ことごとく労働者を欺瞞するものに他ならない。そしてレーニンが言うように、ストライキは「戦争の学校」である。

全ての労働者階級は、戦争そのものを準備するために、断固たるストライキを貫徹しなければならない。

――第二次ブント総括――

本号の内容

軍事大國へ突き進む	// 2頁
日本帝國主義	// 2頁
日教組第五三回大会	// 3頁
国連軍縮総会	// 4頁
対立深まるベトナム	// 5頁
中國関係	// 5頁

自民党は、五月一九日の総務会で、国労、労働のストに刑事罰を科すことができるよう鉄道営業法の改悪を検討するということを決めた。

このようにして「第三期」を清算すべきか(18) // 7頁

動労「七八年運動方針」を弾劾する

// 8頁

月刊 1部100円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局 私書箱16号
振替 横浜 3719

軍事大国へ突き進む日本帝国主義

「有事立法」・防衛二法の改定

政府・自民党は、「防衛設置法」と「自衛隊法」のいわゆる防衛二法の改訂を表明し、更に、六月二一日防衛庁は、「有事の際に陸海空自衛隊がどのように対処するか」という作戦面を中心とした「防衛研究」に、八月から二年計画で着手することを明らかにした。

福田は、一月二一日の施政方針演説で、戦後歴代首相で初めて防衛問題にふれ、「國の防衛は、國家存立の基本であり、政府の果すべき最大の責務である」、「防衛の根本は、国民自らの祖国を守る気概であり、国民的合意」であると宣言した。

軍事大国、軍事力の飛躍的増強を策動する政府、自民党は、この福田発言を契機に、数々の反動的発言、自衛隊増強とその計画、演習などを繰り返している。そして、独占資本も、「戦争待望論」、軍需産業の整備拡充を謳っている。

防衛二法の改訂、有事立法を射程にした「防衛研究」は、まさにその集成に他ならない。防衛問題における「国民的合意」、それは、「憲法論議」で労働者階級を懷柔する社共を利用し、力づくの、むきだしの暴力支配を前面に押し出して登場しているのである。

公然化した「三矢作戦」

この「防衛研究」に対して、「三矢作戦」の公然化であるという声がささやかれている。一九六三年、当時の統幕会議事務局を中心として計画、立案された「三矢作戦」は、周知のように中国、朝鮮民主主義人民共和国が南朝鮮に侵入したということを想定し、その際日本はどうのように対応するかを研究したものであり、その内実は「戦争指導機構の設置や経済、交通、通信、報導の統制、戦時立法七七件などを予定」(六月二二日朝日)していたといわれている。

防衛庁は、「三矢作戦」は「長官の知らない間に制服が勝手に行なつたので問題になつた」、今度は、「防衛庁としての研究だ」とうそぶいている。瀬戸山法相もはつきりと、「防衛庁として、非常時に備えた研究は当然のことである」と強弁している。

「三矢作戦」は、制服組による独自の研究であったという以外は、野党が騒いだ「憲法違反」、「仮想敵国はない」とした政府答弁に反した、等は問題でなかつたのである。

マルクス・レーニン主義通信

「防衛研究」は、「具体的には①防衛計画大綱で『もっとも考えられる侵略』と規定している②限定かつ小規模侵略が現実に発生した場合どのような防衛出動体制をとるか③その場合三幕を統合的に運用する作戦計画はどうあるべきか④日米安保体制に基づく米からの支援はどうなるか——などについて『純作戦面』を中心に検討する」(六月二二日毎日)というものである。

防衛庁は、このように「防衛研究」を公然化(非公然には、有事立法の研究、又、有事の際の陸海空三幕の作戦計画が検討されていることは周知のことである)させたことにつけ、①情勢が変っており、現在は自衛隊に対する国民的コンセサスがある(同)と語っている。つまり、自衛隊、安保問題に関する野党的協力、無力化をあげているのである。

「大規模地震対策法」では、自衛隊の治安出動の法制化を画策し、又、自衛隊が「韓国の領海にまで出動して難民救済に当たることもあり得る」(外務省、防衛庁声明)といふ発言、更に、自衛隊の国連軍派遣の検討など帝國主義軍隊たる自衛隊が、いよいよ日本帝国主義の侵略の支柱として前面に登場してきたことを示している。「防衛研究」とは、その「純作戦面」をかね、日米防衛協力小委員会の三つの専門部会(作戦部会、情報部会、後方支援部会)とともに、有事の際の日米両国共同(軍事)行動を具体化する作業に他ならない。

「國家総動員体制」策動

一九五〇年朝鮮戦争を契機に、反動的、暴力的支配の確立、強化が進行する中、警察予備隊が、戦後解体した軍隊復興の出発として

この年に形成されたのである。五二年には、日米安保条約の発効と、MSA協定(日米相互防衛援助協定)に基づく保安隊・保安庁法の発足を経て、五四年、自衛隊、防衛庁が発足——防衛二法——する。以降自衛隊は防衛二法の下で、その法的規制を空洞化しながら軍事力の増強をなしとげてきた。今回の改訂は、防衛庁によれば「防衛二法成立以来の画期的な大幅改正」であり、八〇年実施をメルクマールとしているのである。

改訂の主要な点は、①統合幕僚会議の機能強化で、有事の際に陸海空三幕僚監部を統合編成し(「統合幕僚監部」)、統幕議長の下に指揮の一元化を計る②平時、有事を問わず軍事情報の収集、分析、評価及び長官への伝達を迅速化するため、統幕(第二幕僚室)と内局(防衛局調査一、二課)の二つの情報部門を一本化した「中央情報組織」(情報本部)を新設する③防衛設置法で扱われている国防会議規定をとりだし、独立した「国防會議法」を制定して、内閣直続の安全保障問題協議機関にふさわしいよう拡充強化する④軍令、軍政の可能な分離と内局の戦闘即応機能化のため、内部の大幅改編を行う——などである。

①は、「有事」の際、今までの三幕僚会議が独立した指揮機構では混亂するので、指揮の一元化、臨戦体制の確立を狙ったものであり、②は、平時、有事を問わず情報収集、分析の一元化を目指すものであり、このことはCIAの役割を見ればどれほど情報収集が戦争において重要であるが明らかであろう。③は、有事の際に運輸省、厚生省、建設省、郵政省など政府機関を総動員する内閣直属の機関(「国防省」構想だ!)として、総動員体制を確立せんとするものである。

以上のように、防衛二法の改訂は、情報活動、指揮系統の一元化と強化、「国防省」構想と、自衛隊・防衛庁の飛躍的強化、軍事大臣化に他ならない。そして、「有事を考える」と、平素から教育の場でそれら(国歌、国旗)を教えることは必要で、ひとつ教育指導要領に入れられないか」(三原前防衛廳長官)と語るように、全ての社会生活にわたり、国家総員体制へ向け、日本帝国主義は胎動しているのである。

昨年一二月、経団連副会長稻山は、「戦争待望論」をぶち上げた。そして今年一月には、「軍事装備の予算充実」と、独占資本の政府への働きかけが一段と高まっている。又、民社、公明党など中道勢力は、不況克服の名の下に、公然と政府、独占資本の軍事大国化に加担している。「P3C、F15購入はドル減らしのための緊急避難」(公明)、「自衛隊の艦船建造、航空機産業にもっと金をつぎこめ」(民社)、あるいは海外派兵、安保たな上げ、などと。同盟、JCも不況克服策とし

(3) 1978年7月10日

マルクス・レーニン主義通信

組合主義的政治闘争に埋没する日教組

日教組第五二回大会

六月六一九日にわたって開催された日教組第五二回大会は、商業新聞によって「政治色濃い大会」（六月一〇毎日）と評価されてゐる。

我々は、ブルジョアどもが言うように、労働組合が政治的色彩を濃くすることに反対するものではない。だが、いかなる政治かが問題なのである。すなわち、プロレタリア的政冶なのか、組織主義的政治なのか、というこに他ならない。

大会初日に横枝委員長は、公明党に対して「政治の右傾化にくみするな」と注文をつけ、社会党を中心とした革新勢力の結集を呼びかけたのであった。これに対して公明党は、「日教組絶縁宣言」を発し、総評との対立へと発展するというハピニング（横枝）を生みだしたのである（これはその後に「仲直り」）妥協に至った）。

他方反主流派＝共産党は、京都知事選や、横浜市長選をもちだして、徹底した公明党批判を展開した。

だが、横枝、社、共が公明党を批判する資格などまったくないことは明らかである。総評＝社会党は、公明党を「革新」としておだてあげ、徹底して美化してきたのであり、共産党は、創価学会となれど、自己をブルジョア政党へと変質させてきたのであった。このことを抜きにして、自己の危機を公明党のせいにするという下劣な魂胆は、いよいよ日本教組運動＝総評運動をセクト主義的な「政治」の場へ落としこめことになるのである。

今大会で、最も中心となつたのは、主任制をめぐる論議であった。わが同盟がくり返し述べてきたように、主任制闘争は、全国のほ

て軍需産業の拡大を謳い、反動的役割を果している。

今や、台頭する反動勢力の攻勢の前に、社共の「憲法論議」や「平和、民主主義」擁護運動もかすんでしまつた。彼らは、安保問題でも後退し、共産党は「国家防衛のため軍隊は必要」と、自衛隊＝帝国主義軍隊を容認し又、日米防衛協力小委に関しては、「日本の国民を危険なアメリカのアジア干渉戦争にます深くまきこ」むものだと、日本帝国主義の侵略を隠蔽し、戦争一般に対する危機意

識を表明している。

彼らは、やれ民主主義の否定だ、憲法違反だと叫び、独占資本とその政府こそ反動と暴力支配の元凶であること、そしてなによりも「憲法」、「民主主義」、「平和」等々について多くのことを語り、労働者階級を現在の社会、ブルジョア独裁の支配の下に賃金奴隸として従属させることこそ彼らの政治的役割に他ならない。

ブルジョア支配の打倒こそ、そしてプロレタリア独裁こそ、真に反動と差別、抑圧と侵略を終えんさせる政治権力である。

とんどの都府県で実施されている現状をみれば、明確に敗北したのであり、その原因は、日教組民同、共産党の組合主義、改良主義に他ならない。

にもかかわらず、横枝は居直り、「主任制粉碎闘争は今から」と叫ぶのである。これが虚勢でなくてなんであろうか。しかもそれは、「主任体制化」をはねかえし、「民主的学校づくり」を遂行するものとされるのである。

横枝は、民主的学校づくりでは、「（主流、反主流で）共通の理解が得られた」と語っている。このことは、主流派が、かつての反主流派＝共産党の「『主任制絶対阻止』反対」「主任体制化」をはねかえし、「民主的学校づくり」を遂行するものとされるのである。

このような両者の共通性＝日和見主義、改良主義は、ストライキをめぐる論議でも暴露された。日教組執行部は、昨年一一・二四統一ストを手離しで賛美している。だがそれは、「子供を現場放置することは胸がはりさける思いだ、と教師に言わせる戰術は誤りだ」（大阪府教組＝反主流派）という「教師＝聖職者」論者も同意できるような代物でしかなかつたのである。

あるとするブルジョア共と同一の思想に帰結せざるをえない。

今大会において教育論議が貧困だったこと、そして、公明党批判が目立つたこと、これは日教組運動の崩壊的状況を反映している。すなわち、個々のび縫策をもつて日教組運動を維持しようという日教組指導部の意向を示している。

だがそれは、一層職能意識を深め、それに伴つて、階級的意識をうすめることにしかつながらない。教育労働者にとって要求されることは、自らを労働者階級の一翼として自觉し、教育の枠内での管理の強化に反対するだけでなく、社会の全ての領域での支配の強化に反対すること、教育の荒廃に反対すること、そしてそれを、体制そのものに対する革命的闘争へと発展させること、これである。

今大会は、まさに「教育論議不在」の大会であった。このことは、何よりも日教組指導部、社共が唱えてきた「民主教育・国民教育」が完全に破綻したことを示している。ブルジョア教育の再建、ブルジョアどもの許す範囲内での改善、これこそが今日の教育労働運動の危機をもたらした元凶である。そしてこれは、今日の教育の荒廃が教育労働者の責任で

国連軍縮総会

平和的幻想と軍拡競争

戦後初めてという国連軍縮総会が、五月二三日より六月二八日までの約五週間にわたって開催された。一四九カ国の代表と、N.G.O.(非政府組織)の代表が参加したこの軍縮総会で、長期間の討議を経て合意に達した点は、「国連軍縮委」及び、「新ジュネーブ軍縮委」の創設というものでしかなかった。

小ブル平和主義者は、この軍縮総会に「画期的」総会であるという幻想を持っていた。にもかかわらず、この軍縮総会は、軍縮や兵器・化学兵器に対するどのような規制もできなかつたのである。

又、軍縮総会の期間中に、これに「逆う」NATO首脳会議が開かれ、カーターは軍事拡張を強調したのである。このことは、帝国主義国家間の対立が軍事拡張として反映していることを示している。自らの権益を固持、拡大するために、帝国主義間の対立は一層激化しているし、アフリカでのソ連社帝の軍事介入は、米、西欧帝との分割戦へと発展している。これらのことばは、軍事拡張、そして新型爆弾の開発などが更に強まるであろうことを示しているのである。

この軍拡競争は、非同盟諸国をもおおつている。世界的な軍拡競争、それは階級闘争を反映している。この現実に「逆う」ものこそ小ブル平和主義者の幻想に他ならない。

国連軍縮会議が合意した、「国連軍縮委」「新ジュネーブ軍縮委」(仮称)の創設は、前者は、「各國は国連史上初の、と期待されたこの総会を全くの不毛に終わらせないために、機構上の問題だけでも成果をあげたい」ということから設置され、そしてそれは、「国連加盟国が必要に応じていつでも軍縮問題を『審議』できる……特別委員会」である。後者は、ジュネーブ軍縮委のメンバーでありますながら、米・ソ二大国主導の運営に反対しボイコットを続けるフランスを参加させるためには「創立」されたのである。

以上のように、「機構上の問題」においてた具体的成果(核兵器全面禁止国際協定、核使用禁止等)を、何一つあげることができなかつた。そしてそれは、当然であつたと言いうる。

軍縮総会を圧倒的多数で制した、そしてこの軍縮総会の発起人でもあつた非同盟諸国は、

「軍縮は大国間の取引によって実現されるものではない」として、「軍縮に対する非同盟諸国の見解」を提起した。そこでは、「緊張緩和の実現」「核兵器の使用停止」「中性子爆弾など新型兵器開発の禁止」「大量殺りく兵器の使用禁止」等の具体的提案、そして、「植民地および非自治地域に外国軍隊の基地を置くのに反対する。またアジア、アフリカ、ラテンアメリカの軍事基地の撤去を」要求し

た。その要求は、米、ソをはじめとする軍事の中では、エジプトが南アフリカ、イスラエルを、キューバがアメリカを批判し、ヨーロッパはSALT IIの早期妥結、スリランカが「軍縮の年」などを要求したように、軍縮総会の場も、個々の国の(階級的)利害を打ちだしている以上、米、ソも又、自らの権益を弱めようという要求を拒否したことはいうまでもない。

「軍縮は大国間の取引によって実現されるものではない」として、「軍縮に対する非同盟諸国の見解」を提起した。そこでは、「緊張緩和の実現」「核兵器の使用停止」「中性子爆弾など新型兵器開発の禁止」「大量殺りく兵器の使用禁止」等の具体的提案、そして、「植民地および非自治地域に外国軍隊の基地を置くのに反対する。またアジア、アフリカ、ラテンアメリカの軍事基地の撤去を」要求し

た。その要求は、米、ソをはじめとする軍事の中では、エジプトが南アフリカ、イスラエルを、キューバがアメリカを批判し、ヨーロッパはSALT IIの早期妥結、スリランカが「軍縮の年」などを要求したように、軍縮総会の場も、個々の国の(階級的)利害を打ちだしている以上、米、ソも又、自らの権益を弱めようという要求を拒否したことはいうまでもない。

五月三〇、三一日に行われたNATO第五回首脳会議は、NATO諸国結束を強めんと、「長期防衛計画」を発表した。

ブランウン国防長官は、「NATO同盟が唯一の被爆体験国」「非核三原則」を軸に発言した。だが、園田の発言は徹頭徹尾ペテン的であった。それは、「他国に脅威を与える軍事大国にならぬ」ということに関しては、周知のようすに政府、自民党は「脅威を与える自衛隊」を公然と主張しているし、装備も着実に近代化されてきている。又、核の問題にしても、「自衛のための防衛的な核兵器ならその保持を禁止するものではない」(二月二三日政府統一見解)と、語っている。

この園田発言を、共産党は、「具体的な問題となると……一言もふれなかつた。これは欺瞞である」と批判(?)している。確かに園田発言は「欺瞞」であった。しかしそれは、共産党が言うように「具体性」に欠けていたからではなく、自国の軍事力の飛躍的増強、軍国主義化を一方で推進しながら、軍縮と和平について破廉恥にも語っているからである。それは日本だけの問題ではなく、米、ソをはじめ、そして非同盟諸国の中でもエジプト、サウジ、イラン等々、今や軍拡競争が世界のいたるところで繰り広げられているのだ。

国連軍縮会議は、労働者人民に幻想を与える階級闘争を日和見主義、改良主義のブルジョア的闘争に歪曲することを推進するという意味において帝国主義者、社会帝国主義者の支持をえることができるであろうし、逆に、軍縮会議を侵略と分割戦の暴露の場とすれば、そしてそのような闘いを發展させれば、軍縮会議は、軍事大国によつて解体、ボイコットさせられるであろう。

あらゆる核兵器の生産停止、軍備撤廃の要求を掲げるだけでなく、労働者階級は自らを武装し、軍事知識、技術を習得し、自国のブルジョア支配を打倒しなければならない。

(5) 1978年7月10日

マルクス・レーニン主義通信

現在、ベトナム在住華僑の大量帰国をめぐって、ベトナムと中国の対立が激しくなってきている。中国側の「華僑に対してもベトナムは、不当な排斥、迫害を加えている」という宣伝は、日毎に高まっている。そして、中国は、対ベトナム経済援助の停止、三つのベトナム総領事館の閉鎖命令、一方的な「華僑引き取り船の派遣」へと対立をエスカレートしたのである。ベトナムも又、中国批判を強めている。

「大國霸権主義」か

中国は、四月三〇日、「最近、ベトナム在住の華僑が大挙帰国している。われわれはこれに関心を寄せ、実態の推移を注意深く見守っている」と、言明して以降、大大的な反ベトナムキャンペーンに乗り出した。中国の華僑に対する立場は、「華僑の正当な権利と利益に關し、中国政府は保護する責任をもつ」というものであった。

六月五日、小平中国副首席はこの問題に関して、「どうしてベトナムがこのような悪らつな態度にでいるか、私たち自身もはつきりしない」と語った後、「ベトナムに対し大量援助をしている時も、ベトナムは友好的でなかつた。しかし、われわれはこれに耐え忍んできた」、「華僑は社会主義改造の名のもとに財産を没収され、一部は殺害され」、そして「農村に追いやつた」と、ベトナムを非難した。

更に中国は、「中国はベトナムの抗米救国戦争を一貫して援助した歴史的事実をなんら悔いてはならない。しかし、われわれは超大國の霸権主義に反対すると同時に、地域的に発生しつつある霸権主義にも反対せざるを得ない」と、ベトナムを、「地域的霸権主義」と規定するに至つたのである。

七月三日、中国は繰り返し華僑政策に関する中国の立場を表明した。

中国共産党機関紙『人民日報』は、「④中国国籍を保留した者に対する現地の法律を順守し、居住国の政治活動に入せず、現地住民と友好的に暮らすよう要求するものであり、彼らの正当な権利は居住国の保障を受けるべきである——」、「彼ら（華僑）に対しては……中国政府は彼らの正当な権益を保護する責任をもつ」、「ベトナム華僑を含め、わが国の華僑政策は変化していない……しかし、ベトナム当局が引き続き華

「地域的霸権主義」か

「僕を差別、排斥、追放するのなら、これに対応する段取りを取らざるを得ない」（七月三日朝日）と述

中国の「経済建設」と華僑政策

二月末から三月初めに開

かれた中国第五期全国人民代表会議は、國務院機構改革で、「華僑事務弁公室」

を復活させた。同室の主要な任務は、中国の「経済建設」「四つの近代化」政策

を推し進める上で、華僑の一対中国貿易の拡大と台湾解放への支援——協力を

とりつけることであった。

第五期全国人民代表会議に

関しては『通信』三七・三八合併号を参照のこと。

だが、このような華僑政

策がベトナムに適用された場合、現在の対立の激化に明らかであるように、ベトナムの「社会主義建設」へ

の敵対となつて現われるこ

とは、火を見るより明白であつた。

ベトナム在住華僑の保護

とは、ベトナムでの私的資本家と

しての一部の華僑の経済的地位と

彼らの権益を防衛することに他ならぬ。

困難をつくり出し、ベトナム人と

ベトナムの社会主義建設に

おいた。

ベトナムは、中国の非難に対し

ベトナムは、経済援助の全面停止を通告し

た。

中国のベトナム批判に対するベトナム最新号は、この間の中

国双方向の批判点から、現在の対立の主要な要因は明らかである。

表われ」だと批判し、同問題は、「プロレタリア階級の立場」に立て解决しなければならないと強調している（七月八日毎日）。

以上見てきた中国及び、ベトナム双方の批判点から、現在の対立の主要な要因は明らかである。

それは、ベトナムの「社会主義建設」の過程で避けることのできぬ商業（華僑）資本家との闘争をめぐつて争われているということである。では、ベトナム在住華僑が

は、故何なるものか、そして中国は、彼らの「権益の保護」を強調することにどのような意義を見出そうとしているのか、このことを明らかにしなければならない。

ベトナム經濟に占める經濟的地位は、故何なるものか、そして中国は、彼の「権益の保護」を強調することにどのような意義を見出そうとしているのか、このことを明らかにしなければならない。

対立深まるベトナム・中国関係

ベトナムの「社会主義建設」と華僑問題

きに不安を感じ、帰国はじめた」（六月一日毎日）、又、香港に逃げた華僑は、「三月末の經濟改革で没収されたのは主に富裕な商人の隠匿物」（六月一三日毎日）だつたと語っている。

以上のことからも明らかなように、ベトナムに經濟的富を蓄積しそれを維持していた商業（華僑）資本家が「差別、排斥」されたのである。

ベトナムにおいて、華僑資本家が形成されるのはフランス植民地時代である。ベトナムにおける自給自足的な農業経営下で、彼らは資本主義的な農業經營、及びそれに関連する商工業を組織化せんとするフランスによって移入される。一九二〇年代には、中国人の東南アジアへの流入は大幅に増加し、ベトナムでもホー・チ・ミン市の第五区、六区にあたるハノイの地区で当時一六万九千人の半数にのぼった。

二〇年代後半の大恐慌から三〇年代にかけて華僑の一部は、貿易、卸小売、軽工業等、又、農村での農産物の買いつけ、小売業、農業品加工業などの部門に進出し、商業資本家、大土地所有者としてベトナムにおける經濟的地位を確立していくのである。そして、それは、フランスの植民地支配の下で、經濟的特權を与えられたことであつて、ベトナム人に対する經濟的支配力を強め、この構造は、

解放後も続いたのである。

彼らは、ベトナムの漸進的な「社会主義建設」下で、買い占め、投機、ヤミ市などの反革命的行為を続け、ベトナム経済と「社会主義建設」に敵対してきたのである。このような華僑に対する財産没収、「差別、排害」は革命的政策であり、歴史的進歩である。社会主義を要求することは全て反動的である。又、先に見た中国の華僑政策における立場の中で、明らかに支

持しえない側面——④の政治活動

に、現在進行しているベトナムの「経済建設」の中で、今回の華僑問題は、どのような意義を有しているのだろうか。

ベトナムは現在、第二次五ヵ年計画（七六年一八〇年）を実施しており、この期間を通して「社会主义的大生産」への発展の第一歩をかち取らんとしている。同計画は、「三百億ドン（約七五億ドル）」を投資し、国民総生産を年平均一四一五%あげ、国民所得も一三一四%、農業生産八一〇%、工業生産一六一八%の成長を目標とするもので、戦後復興の成否をかけた計画」（七月三日朝日）であり、又、「この三百億ドンの国家投資のうち、七六年度実績では、半分が外国援助にたより、残りを国内蓄積でまかなっている」（同）といわれている。

ファン・バン・ドン首相は、七年五月、「ある一定期間、われわれは、社会主義の物質的、技術的基礎を建設するとともに、人民の物質的、文化的生活を改

善しなければならない。周知のように、わが国土と人民が多く困難、多くの欠乏をかかえている現在、われわれは、もっとも緊急かつ重要なこの二つの任務を、ともにやらなければならない」（『世界政治資料』四八〇号）、「とく『ニヤンザン』は、「この三年に国民経済の管理や人民の日常生活においては、そうである」と、生産と人民にはかりしれない損害をひきおこしてきた」、「この資本主義の最後のとりでにたいする権威主義の弊害の一掃」が不可欠であると主張していた。

「生産力を向上させ、社会主義社会の唯一の基礎としての大工業を復興させることを自分の課題とした以上は、この課題を正しく取りあげ、ぜがひでもそれを解決するよう行動しなければならない」（『第七回モスクワ県党会議での新経済政策についての報告』）と新経済政策についての報告》）とレーニンは言っている。

ベトナムも又、工業建設を進め、そのための土台として、農業の協同組合化、「社会主义的大規模生産」の組織化を開始した。

ベトナムの「経済建設」と華僑

○・七%、輸出品生産四五%と、業総生産二一・七%、農業生産三二一・五%、国民所得二一%、工

業総生産二一・七%、農業生産三二一・五%、国民所得二一%、工

業の廃止、五月九日、南北通貨統一を宣言し、商業資本家との闘争を開始したのである。

今年三月二十四日、ブルジヨア商人の「この期間にわれわれはまたもう一つの思いもよらない困難にぶつかった。それはソ連当局が一九六〇年七月、こともあろうに機に乗じてわれわれに圧力をくわえ、中ソ両党的イデオロギー上のくいちがいを国家関係の面まで拡大させ、突然一方的に、わが国で仕事を援助していた専門家一三九〇人を全部呼びかえし、専門家についての契約と契約補充書三四三件を破棄し、科学技術協力協定二五七件を廃棄した。しかも、その後プラントや各種の設備中もつとも重要な部分の供給を大量に減らした。このため、われわれの建設事業は重大な損失をこうむり、それによって大きな競争であった。そして、この「社会主義建設」の過程、闘はかく乱され、われわれの困難はいつそうひどくなつた」、と。

しかし、七七年度の農業、工業生産は、目標を下回り、特に農業生産は目標の八〇%であった。農業生産の停滞は（その要因は自然災害や商業－華僑－資本家による穀物の買い占めなど）、工業建設の

進展を左右するものであり、その結果、ベトナムの七八年度国家計画は、各生産の飛躍的増加、又、南部での「社会主義的改造」を急速に進めるなどを打ちだした。

それは、前年度比で国民総生産各々増加させる基本目標を設定した。

一九六三年一二月二十四日付『人民日報』は次のように述べている、「この期間にわれわれはまたもう一つの思いもよらない困難にぶつかった。それはソ連当局が一九六〇年七月、こともあろうに機に乗じてわれわれに圧力をくわえ、中ソ両党的イデオロギー上のくいちがいを国家関係の面まで拡大させ、突然一方的に、わが国で仕事を援助していた専門家一三九〇人を全部呼びかえし、専門家についての契約と契約補充書三四三件を破棄し、科学技術協力協定二五七件を廃棄した。しかも、その後プラントや各種の設備中もつとも重要な部分の供給を大量に減らした。このため、われわれの建設事業は重大な損失をこうむり、それによって大きな競争であった。そして、この「社会主義建設」の過程、闘はかく乱され、われわれの困難はいつそうひどくなつた」、と。

た」（七月三日朝日）こと、そして、全ての対ベトナム援助の停止等は、ベトナムの「社会主義建設」をより一層困難な状況へと陥らせたのである。

コメコンへの加盟、アメリカへの経済援助の要請、そして、日本との百億円にのぼる商品借款の取り決め等は、資本蓄積、技術、設備の乏しいベトナムの工業建設を発展させるために不可避であろう。

鉄鎖を碎け

●特集 共産主義者同盟系諸組織の批判

第2号 発売中

500円

■「烽火」派批判

観念的に「非合法党」を呼び、歴史を逆にまわそうとする戦闘主義

■ボルシェビキ派批判

「红旗」派の分裂はすでに用意されていた——全国委員会を清算した観念的思想サークル

■「赤報」派批判

共産主義の宣伝、煽動を放棄し、一面的非法活動に埋没した密教集団

■赤軍プロ革派・ML派批判

革命戦争路線をすてられない赤軍二派

創刊号 発売中

わが同盟の軌跡
500円

マルクス・レーニン主義通信

どのようにして「第二期」を清算すべきか

連載第18回

目

次

はじめに

第一章 第一期（六一年一六年）関西ブントの思想形成

第二章

第一部 ゲオルグ・ルカーチ批判

はじめに

△一△ ルカーチの世界観

△二△ ルカーチの政治的性格（以上前号）

第二部 グラムシ批判
△一△ 社会学的「市民社会・国家」論（本号）
△二△ 「受動的革命」と統一戦線
△三△ グラムシの組織論

第三章 第二期（六六年一六九年）関西ブントの実践過程

第四章 ブハーリン、ローザ批判

第五章 第三期（六九年以降）関西ブントの思想的、実践的分解

今日、グラムシの評価を明らかにすることの意義は、もちろん共産主義者同盟が、かつて政治理論の一部をグラムシに依拠していたことから必然的にてくるのと同時に、ターリン主義の誤謬の克服がグラムシの政治理論によって可能であるかのように考える人々が、スターリン主義の流れをくむ部分のみならず、ブルジョア・イントリゲンツィア、そして、かつてのフロントの諸君（関西ブント）もあいまいであった）のようないわゆる反スターリン主義者達にも存在していることから生ずる。

これらの人々は、例えばフランス共産党の異端者アルチュセールが、「マルクスおよびレーニンのうちには、二つの重大な理論的欠落が認められる。ひとつは国家に関する、もうひとつは階級闘争組織に関してである」と語り、又、別のことでは、「だれが真にマルクス、エンゲルスの行なった探求をさらにつき進めていくか」としたか……私には、グラムシしか思いつかない」と述べているように、我々は、このJ・ジヨルとはまさに原因をマルクス、レーニンの「欠落」に求め、グラムシがその「欠落」部分を補つたかのように主張しているのである。これらの人々の主張が、はたして正しいのか否か、それは論が進むにつれて明らかになるであろう。そして何よりも、今日の国際共

産主義運動において、グラムシの評価を明確にすることの重要性は、評価を明確にすることの重要性は、グラムシの子孫たるイタリア共産党が、『ユーロ・コミュニズム』という「新たな」潮流の首領において、さまでいるという点に存している。

最近日本で発刊された『グラムシ』の著者J・ジヨルは、「いかにして一つの階級が、その政治権力をとは別に文化的、道徳的優越性を確立することができるかを説明する『ヘゲモニー』論、あるいは『積極的』革命と『消極的』革命の区別など、グラムシのもともと重要な観念の多くは、共産党が現実に政府を握っているにくとも、影

ながら、このようなく――一九七〇年代のイタリアの党はそうしつつあるように見える――ことができる道を示している。彼は言う、「この意志ははじめは一人の個人によつて表現されたとしても、その合理性は、それが多数の人びとによつて迎えられる、しかも永続的に迎えられるといふ事実、すなわち、その意志が

つた世界観となるという事実によつて裏書きされる」、「実践の哲

学（マルクス主義哲学－引用者註）

だけが、ドイツ古典哲学を土台と

して、独創論へのあらゆる傾向を

避け、思想を多数の人びとのあい

うにする。「国家イコール政治

社会プラス市民社会……すなわち、

……強制力のよろいをつけたヘゲ

モニー……」という有名なテーゼ

は、マキヤベリの「強力と同意」

ことによつて歴史化して、思

うからである。

なお、今回のグラムシ批判では、

でことわりのないのは全て『獄中ノート』による）。しかも、いわゆるグラムシの思想といわれていない」というような、哲学的な基礎に意志……をおかなければなりません」というような、哲学的観念論の傾向、歴史理論における色濃いクローチェの影響、などについては必要最底限にとどめるこ

とにしたい（グラムシからの引用

とならざるをえない。

一 社会学的「市民社会・国家」論

という概念を継承するものである。そしてこのグラムシの 方法論は、反するものである。

国家一党一市民に貫かれるのである。又それは、独裁一ヘゲモニ、政治社会一市民社会という概念としても語られている。しかも彼は、「さしあたて上部構造の二つの大きな『次元』を定めることができる。すなわち、一つは『市民社会』とよべるもの…云々」

というように、市民社会を上部構造として把えているのである。このような方法論は、ベーゲルに通ずるものであり、「法的諸関係ならびに国家諸形態は、…物質的な諸生活関係（＝市民社会）」引用者）に根ざしているものであつて、…市民社会の解剖学は経済学のうちに求められなければならぬ」（『経済学批判・序言』）

順性」という二契機をもつて説明しているのだ。このことから明らかになるのは、グラムシの市民社会一國家の理論は、まさに「社会の非和解性の産物として把えること」を捨てた、国家に対する日和見主義的な理論が不可避なのである。

ア国家の支柱としていることから、エーバーも又、支配概念を「力（マハト）」と「正当性の信仰・從順性」という二契機をもつて説明しているのだ。このことから明らかになるのは、グラムシの市民社会一國家の理論は、まさに「社会の非和解性の産物として把えること」を捨てた、国家に対する日和見主義的な理論が不可避なのである。

更に、ヘーゲルの官僚制論をひきついで、官僚制を近代ブルジョア国家の支柱としていることから、エーバーも又、支配概念を「力（マハト）」と「正当性の信仰・從順性」という二契機をもつて説明しているのだ。このことから明らかになるのは、グラムシの市民社会一國家の理論は、まさに「社会の非和解性の産物として把えること」を捨てた、国家に対する日和見主義的な理論が不可避なのである。

これらのことは、あるいは、獄の中でのなく、逆に資本主義体制の中で、権力の検閲を考慮して執筆組織が、構造の弱さのために、革革命派は、自らの政治がそのようなものは「運動方針」と謳っている。わが同盟は、この動労指導部の三里塚闘争敵対方針を弾劾するものである。

その「運動方針」は、「三里塚空港反対同盟の今日の状況を見るとき、…闘いはますますエスカレートし、現情勢とは無関係に戦術は自立化し極左化しています」、「一部過激派分子による現地多発主義、極左街頭闘争方式の路線」、「三・二六成田空港管制塔襲撃事件に対しても、…動労から見た場合、まったく総括することに値しません」、三・二六「事件」は、「日本帝国主義を深部から突き動かしているJCIAともいえるところの謀略——すなわちNOTAM」をすでに各国に出した段階での国際的威信の失墜をして、福田内閣の追い落しをはかるための政治的破壊謀略ともとれる」、等々と述べている。

この主張は、我々が何度も暴露してきた革新派の主張とまったく同一である。すなわち、三里塚闘争を階級的観点から把えるのではなく、「過激派分子」「極左暴力集団」などの表現に示されているように、治安上ブルジョアジーの観点から把えているのである。

そして、ブルジョア・マスコミに依拠する形で、三・二六闘争を「謀略」として、事実

— 動力車労組 —

「一九七八年運動方針」を弾劾する

七月三日から岡山で開催された動力車労組

第三回定期全国大会は、その「一九七八年運動方針」で、「反対同盟との共闘について

は一線を画す」と謳っている。わが同盟は、この動労指導部の三里塚闘争敵対方針を弾劾するものである。

その「運動方針」は、「三里塚空港反対同盟の今日の状況を見るとき、…闘いはます

ますエスカレートし、現情勢とは無関係に戦

術は自立化し極左化しています」、「一部過

激派分子による現地多発主義、極左街頭闘争

方式の路線」、「三・二六成田空港管制塔襲

撃事件に対しても、…動労から見た場合、

まったく総括することに値しません」、三・

二六「事件」は、「日本帝国主義を深部から

突き動かしているJCIAともいえるところ

の謀略——すなわちNOTAM」をすでに

各国に出した段階での国際的威信の失墜を通じて、福田内閣の追い落しをはかるための政

治的破壊謀略ともとれる」、等々と述べてい

る。

「新たな地域戦線の構築」を「方針」は上、「極左暴力集団」の「取締り」を権力に要求しているのである。

革マル派は、自らの政治がそのようなものは「運動方針」としか言いえないのであった。彼らにしてみれば、権力、機動隊は決して負けること

ではないのであり、負けてはならないもののない。

革マル派の主張を受け売りし、ジエット燃料貨車輸送阻止の決定を自らじゅうりんする要求しているのである。

革マル派は、自らの政治がそのようなものは「運動方針」としか言いえないのであった。彼らにしてみれば、権力、機動隊は決して負けることではないのであり、負けてはならないもののない。

革マル派の主張を受け売りし、ジエット燃料貨車輸送阻止の決定を自らじゅうりんする要求しているのである。

この「運動方針」は、三里塚闘争に真向から敵対し、労働者人民に資本家階級への隸属を強要するものである。それは、労働運動の危機の中で、保身をはかる民同労働運動に根柢を有しているのであり、「貨物安定宣言」とともに改良主義の腐敗を示すものに他ならない。

「新たな地域戦線の構築」を「方針」は上、「極左暴力集団」の「取締り」を権力に要求していることは、改良主義を打ち破り、プロレタリア独裁へ向けた政治闘争を闘っている労働者人民と絶縁して、一体ど

くう労働者の機関紙

マルクス・レーニン主義通信

購読料

10回分 1,600円(郵送料込)
20回分 3,200円(郵送料込)